

○環境特別委員会

内閣提出法律案（二件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|------------------------------|-----|------|--------------------------------------|--|----|
| 83 | 公害防止事業団法の一部を改正する法律案 | 衆 | 六、三〇 | 六、四三 (予)可 五、五 可 五、七 決 | 六、三三 可 五、三 決 六、三三 可 五、三 決 | |
| 84 | 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案 | 〃 | 三、三〇 | 三、三〇 (予)可 五、五 可 五、七 決 | 三、三〇 可 五、三 決 三、三〇 可 五、三 決 | |

衆議院議員提出法律案（一件）

| 番号 | 件名 | 提出者 | 予備送付月日 | 本院へ提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|---------------------------------|-------------------------|--------|---------|--------------------------------------|--|----|
| 12 | 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 | 福島讓二君 外四名 (六、四、五) | 六、五〇 | | 六、五〇 (予)可 五、五 可 五、七 決 | 六、五〇 可 五、三 決 六、五〇 可 五、三 決 | |

公害防止事業団法の一部を改正する法律案（閣法第八三号）

要旨

本法律案は、産業公害のほか、都市・生活型公害等近年における環境行政の主要課題に対応するため、公害防止事業団の業務等の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公害防止事業団の目的の改正

現行法では、公害防止事業団は産業集中地域における事業活動に伴う公害の防止を目的としているが、新たに産業公害以外の公害を防止するために必要な業務を行うこととするため、目的の所要の改正を行うこと。

二、公害防止事業団の業務の改正

1 現行の業務の整理、合理化

共同公害防止施設の建設譲渡業務を廃止するとともに、工場移転用地の建設譲渡業務は五年間で段階的に廃止すること。

2 新たな業務の追加

(1) 都市における大気汚染防止対策としての緑地の整備及び国立・国定公園の利用の適正化のための複合

施設等の整備を建設譲渡業務に加えること。

(2) 市街地土壌汚染防止等の事業及び政令で定める水質汚濁防止施設の設置に必要な資金の貸し付けを融資業務の対象に加えること。

三、その他

現行法では主務大臣は環境庁長官となつていますが、新規業務の追加に伴い、その一部の業務について通商産業大臣及び建設大臣を主務大臣として追加する等の主務大臣の規定の整備その他所要の改正を行うこと。

四、施行期日

この法律は、昭和六十二年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、二法律案の内容について申し上げます。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案は、近年における環境行政の主要課題に対応するため、公害防止事業団の業務につきまして、現行業務を整理、合理化するとともに、都市における大気汚染防止対策としての緑地の整備等

環境行政上特に必要な業務を加える等の措置を講じようとするものであります。

次に、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案は、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物の保護の徹底を図るため、環境庁長官が許可した場合及びその登録を受けた場合等を除き、これら動植物の譲渡等を禁止するとともに、その保護のために必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審査を進め、各般の質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より、公害防止事業団法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、公害防止事業団法の一部を改正する法律案は多数、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案は全会一致をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもつて付されました。

以上、御報告いたします。

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案（閣法第八四号）

要旨

本法律案は、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることの重要性にかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制を行うとともに、その保護を図るための措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、希少野生動植物

「希少野生動植物」とは、本邦または本邦以外の地域において過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物で政令で定めるものをいうものとする。

二、譲渡等の禁止

環境庁長官が、学術研究、繁殖等のため特に必要であり、かつ、適切であると認めて許可した場合及び環境庁長官の登録を受けた場合等を除き、譲渡等をしてはならないものとする。

三、陳列の禁止

希少野生動植物は、販売の目的で陳列してはならないものとする。

四、措置命令

環境庁長官は、許可の条件に違反している者や違法に陳列をしている者に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

五、登録

商業目的で繁殖されたものであること等の要件に該当する希少野生動植物については、環境庁長官の登録を受けることができるものとする。

登録を受けた希少野生動植物の譲渡等は、登録票とともにしなければならぬものとする。

登録を受けた希少野生動植物の譲渡等を受けた者は、環境庁長官に届け出なければならぬものとする。

六、立入検査及び報告

環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度で、必要な事項の報告を求め、またはその職員をして、店舗等への立入検査を行うことができるものとする。

七、希少野生動植物の保護

希少野生動植物の保護を図るため、環境庁長官は、広報活動等を通じて国民の理解を深めるための措置を講じなければならないものとする。

希少野生動植物の所持者は、これを適切に管理しなければならないものとする。

環境庁長官は、希少野生動植物の所持者に対して、必要な助言、施設のあつせん等の措置を講ずることができるものとする。

八、国庫に帰属した希少野生動植物についての措置

関係行政機関の長は、国庫に帰属した希少野生動植物について必要な措置を講じなければならないものとする。

九、罰則

譲渡等の規制、措置命令等に違反した者に対して罰則を定めること。

十、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内の政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一八七ページ参照